

買い物をお手伝いします

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

【対象者】

70歳以上または障がい者の方

【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬補助
- ・その他、相談により対応

【行き先・日程】

■スーパーエバグリーン飛鳥店

- ・2月5日(木)・12日(木)・19日(木)
- ・3月5日(木)・18日(水)

■キリン堂高取店

- ・3月26日(木)

※いずれも13時30分～15時30分
※買い物時間は1時間程度

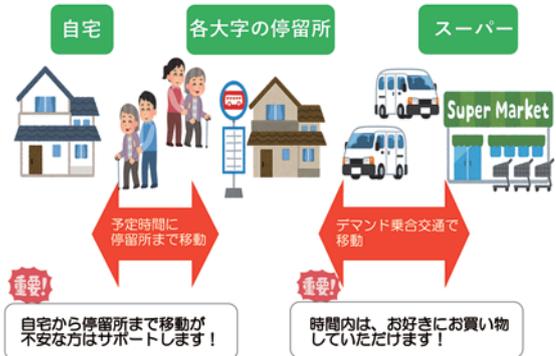
【利用料】 500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会

☎ 541-2740

買い物支援事業のイメージ



マイナンバーカード 出張申請(自宅訪問)サービス

ご高齢の方や、身体が不自由な方、子育て中の方など、来庁が難しい方に向けて、ご自宅へのお出張申請サービスを行っています。できあがったカードは郵送します。

【申し込み・問い合わせ】

くらし窓口課

☎ 541-2282



▲詳しくはこちら

将来の年金を増やす 付加保険料のご案内

定額保険料に、付加保険料(月額400円)を上乗せして納めることで、将来受給する老齢基礎年金を増やすことができます。

(付加保険料1か月につき、年金額は年額200円増額します。)

【対象】

国民年金第1号被保険者・任意加入保険者(65歳以上の方を除く)
※国民年金基金加入の方は、付加保険料を納めることはできません。

【付加保険料の納付方法】

申し込みが必要です。申出した月分から納付していただきます。

①月々の保険料を納付書で納める場合、国民年金保険料を前納で納付済みの場合

後日送付される付加保険料込みの納付書で、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
②月々の保険料を口座振替(クレジット)で納める場合

ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落とされます。

※金融機関等への手続きの関係で、申出後1～2ヶ月は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付書で納めていただく場合もあります。

【申し込み・問い合わせ】

桜井年金事務所
☎ 421-0033

合同企業説明会

地域内で積極採用中の、明日香村・葛城市の地元企業20社が集結します。

【日時】 3月6日(金) 10時～15時

【会場】

奈良県産業会館1階
展示ホール

【参加費】 無料

- ・入退場自由・服装自由
- ・履歴書不要・当日参加可能
- ・託児スペースあり
- ・先着50名様に明日香村の美味しいスイーツをプレゼント

【問い合わせ】

大和飛鳥イノベーション人材創出協議会事務局
☎ 471-1777

役場での村民税・県民税の申告と確定申告相談のご案内

場 所	役場 行政棟 2階 申告相談会場
期 間	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)
時 間	受付： 9時30分～11時30分 (午後からは申告相談の受付は行いません。) 受取： 13時30分～15時30分
持 ち 物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和7年中の収入や必要経費が分かるもの ➢ 源泉徴収票 (公的年金・給与等) ➢ 各種控除に必要な領収書や証明書 (令和7年中に支払った分) ➢ 利用者識別番号の分かるもの (確定申告される方でお持ちの場合) ➢ 本人名義の口座が分かるもの (確定申告される方で還付がある場合) ➢ 個人番号確認書類・本人確認書類 (個人番号カード、運転免許証など)
留 意 事 項	<p>【申告相談できないもの】 役場での確定申告相談は給与・年金受給者の簡易な内容のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 配当所得 ➢ 青色申告 ➢ 利子所得 ➢ 過年分の申告 ➢ 譲渡所得 ➢ 住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) ➢ 先物取引等の所得 ➢ 雑損控除 <p>上記の申告相談をされる方は、税務署または申告書作成会場をご利用ください。</p> <p>※医療費控除を受けられる方は、ご自身で事前に医療費の領収書を医療機関・個人ごとに集計し、保険等で補填された金額を差し引いた医療費控除の明細書を必ず作成のうえ、お越しく下さい。</p> <p>※マイナポータルで医療費通知情報を確認することができますので、医療費控除の明細書を作成できない場合は、医療費控除対象者全員分のマイナンバーカードと4桁の暗証番号を持参してください。</p>

●書面での確定申告書の収受について

税務署が役場へ確定申告書の回収を行わないため、書面での確定申告書の収受はできません。提出される方は役場や税務署等の窓口へ持参せず、下記へ直接郵送してください。

【郵送先】大阪国税局業務センター阪神分室

〒661-8524 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11-46

●村民税・県民税の申告書送付について ※申告期間 3月16日(月)まで

村民税・県民税申告書を2月上旬に発送します。申告される方は、郵送提出もしくは申告相談会場までお越しく下さい。

●過年度の確定(修正)申告をおこない、村民税・県民税に還付金が発生する可能性がある方へ

令和8年度の村民税・県民税の課税処理を優先的に行いますので、過年度分の還付通知は6月以降になります。ご了承ください。

【問い合わせ】

村民税・県民税の住民税申告	所得税の確定申告
暮らし窓口課 ☎54-2282 〒634-0142 明日香村大字橘21	葛城税務署 ☎0745-22-2721 〒635-8503 大和高田市西町1-15

葛城税務署からのお知らせ

葛城税務署は、ご自身のスマホを使って確定申告書を作成する会場です。
 確定申告会場は大変混雑しますので、ご自宅からの e-Tax 申告をぜひご利用ください。

確定申告会場

開設日	相談受付時間	確定申告会場
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	8時30分～16時	葛城税務署 (大和高田市西町1-15)

- 入場には LINE によるオンライン事前予約が必要です。
 当日受付も行っていますが、相談枠に限りがありますので、LINE 事前予約をご利用ください。
- ご来場の際には、確定申告書の作成に必要な書類のほか、
 - ①マイナンバーカード読み取り可能なスマートフォン
 - ②マイナンバーカード
 - ③パスワード2種類
 - ・利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書のパスワード(英数字6文字～16文字)
 をご準備ください。

【LINE オンライン事前予約方法】



▲友だち追加はこちら

- STEP 1 LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加
 STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
 STEP 3 税務署や来場希望日時を選択
 STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了
 ➔ 入場時に申込完了画面を提示してください

確定申告に関するご質問・ご相談は、こちらです！

① チャットボット(ふたば)に質問

- 次の方法で質問すると、AI(人工知能)が自動回答します。
- ・ご質問したいことをメニューから選択
 - ・自由に文字で入力



▲チャットボットはこちら

② タックスアンサーを利用

- 国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。
- ・自分に合った状況から探す(質問形式による検索)
 - ・キーワードによる検索
 - ・税金の分野ごとに調べる



▲タックスアンサーはこちら

③ 国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)へ電話(全国一律料金)

受付時間 8時30分～17時(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
 音声案内に沿って、該当する番号を選択してください。

閉庁日の確定申告会場

開設日	相談受付時間	確定申告会場
3月1日(日)	8時30分～16時	奈良税務署 (奈良市登大路町81 奈良合同庁舎)

消費生活相談から

《事例》

無料動画を観ていたら急に有料登録に！

無料動画を再生中、突然「登録完了」画面になった。

「誤作動の人はこちら」の表示に従い電話をすると、料金約50万円が発生しているという。

登録したつもりはないと伝えらると「いったん30万円を支払ってもらえば、手数料を差し引いて返金する」と言われた。

コンビニで電子マネーを購入して番号を連絡し支払ったが、約束の日に返金がなかった。

(70歳代)

てんいち先生



《アドバイス》

● 無料動画を観たり年齢確認ボタンを押ししたりすると、突然「登録完了」となり、連絡すると料金を請求される「ワンクリック請求」に関する相談です。

● 「誤作動の人はこちら」退会はこちら」などの案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いや、個人情報を求められる場合があります。● 事業者にお金を払うと、取り戻すことは困難です。相手に何を言われても慌てて支払わないようにしましょう。

【問い合わせ】

明日香村消費生活相談窓口

☎54-2282

※くらし窓口課直通です。相談の方は「消費生活相談」の希望をお伝えください。

【相談日時】

毎週火曜日（祝日除く）

13時～16時

【場所】 役場 相談室中

※お急ぎの方はホットラインへ（奈良県消費生活センター等）

☎188

女性消防団による防火訪問

ひとり暮らしの高齢者世帯を対象に、女性消防団員による防火訪問を実施します。

【日時】

2月13日（金）9時～15時

【主な対象地域】

阪合地区の独居・高齢者世帯（他地区も訪問する場合あり）

【内容】

火気の取扱状況の確認や指導、防火相談など

【問い合わせ】

総務財政課

☎54-2001

お知らせ

住宅用火災警報器の点検を

■住宅用火災警報器の設置

新築住宅、既存住宅ともに設置が義務付けられています。

未設置の家庭は、あなたや家族の命を守るため、早急に設置しましょう。

■交換時期

寿命は約10年です。火災を感じしなくなることがあるため、交換をしましょう。

【設置場所】

● 寝室、階段（2階以上に寝室がある場合）への煙式火災警報器の設置が義務付けられています。

● 台所（熱式）や寝室以外の居室（煙式）への設置もおすすです。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課予防係

☎52-4499

設置義務です
住宅用火災警報器



10年経ったら交換しましょう



